

令和5年度古河市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

古河市の農業は、利根川・渡良瀬川により生み出された肥沃な土地と、東京から60キロ圏に位置し、交通の利便性が高い特性を活かし、これまで都市近郊型農業として発展し、稲作や露地野菜栽培が盛んに行われてきた。

また当地域における農地面積の47%以上が水田であるため、主食用米の作付は農業者の高齢化や離農により減少してはいるものの、未だに過剰作付の解消には至っていない。

全国的な傾向と同様に、当地域においても、農業従事者の高齢化や担い手・後継者不足による耕作放棄地の増加などが進行しており、古河市の農業は厳しい状況となっている。

新規就農者・認定農業者の育成支援・確保や農地の集積・集約化の取り組み、土壌改良・排水対策等経営安定のための環境整備が今後の重要課題である。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

水田を中心とした土地利用型農業では、農業者の経営安定や所得の向上、食料自給率の向上、地産地消の実現に向け、飼料用米、麦、そば等の戦略作物の土地集積、二毛作の推進を図る。

そばは『常陸秋そば』の産地確立にむけて畑作物の直接支払交付金の対象となる面積の拡大促進のため、農地の集積・集約化による収益力強化を図る。

古河市は稲作以外で、露地野菜の生産販売農家が多く、葉物野菜をはじめ、多種多様な野菜が盛んに生産されている。県銘柄産地の指定を受けているニガウリやにんじん、サニーレタスなど水田における高収益作物の導入を図るため、農業関係団体との連携を強化するとともに作物の定着を図る。

意欲ある担い手や大規模農家には、飼料用米及び麦・大豆・そばの畑作物の作付拡大推進のほか、輸出用米・米粉用米の生産推進、集荷業者との連携を強化し、流通円滑化に向けた情報提供や推進を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

主食用米の需要が減少する中、水田農業における麦・大豆・そばの畑作物や高収益作物の導入・定着を図るため、農業の活性化や担い手の確保が急務である。そのため担い手の農地集積を推進しつつ、高品質安定生産技術の指導や、流通・消費拡大に向けた支援を行う。また機械・施設の導入といった基盤整備や販路拡大など「水田農業高収益化推進計画」に基づく取り組みに対しても支援を行う。

令和4年度から5年間一度も水張りが行われない農地は交付対象外になるため、水田の利用状況の把握が必須である。関係機関の協力体制を強化し、情報共有や現地調査を行い、今年度のデータと過去のデータを比較し作付体系の点検を行う。点検結果を踏まえ、転換作物が定着している水田に関しては、畑地化支援事業を活用した畑地化を促す。一方で引き続き水田として利用する場合は、連作障害回避のため湛水管理やブロックローテーションの構築を促す。ブロックローテーションの体制構築のためには、地権者や担い手に対し打合せにて協議する必要があるが、現時点での計画はなく、新たに取り組むには難しい状

況である。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

米を取り巻く環境の変化や実需者ニーズに対応するため、イネ縞葉枯病・カメムシ被害の防除や地球温暖化に適応し高温化でも玄米品質が低下しない品種の生産導入を推進し、売れる米づくりの形成を図る。

また、大規模経営における省力・低コスト栽培やＩＣＴ等先端技術の導入を推進し、担い手の経営安定化を進める。

さらに関係機関と連携を強化し、米消費拡大運動を通し、消費者に地元の米のおいしさをＰＲしていく。

(2) 備蓄米

政府買い入れ数量の情報を常時把握し、集荷業者と連絡体制を強化し意欲ある農業者に推進していく。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減少が見込まれる中、飼料用米を重点推進作物と位置づけ生産拡大、農地集積を図る。拡大に伴う出荷先については農協などの集荷業者と実需者との契約を進めながら出荷枠の確保に努める。

来年度から一般品種と多収品種で支援体制が変更になることから、多収品種の導入を推進する。また多収品種の苗不足が発生しないよう集荷業者を通して、飼料用米の生産者に自家採種の推進を行う。

耕畜連携については、稲わらの生産者と実需者との間で利用供給協定書を締結し、水田の有効活用と飼料自給率の向上を図る。

イ 米粉用米

米粉用米の需要と供給について関係機関、集荷業者等と連携、情報提供しつつ意欲ある農業者に水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）を活用し、農地集積を推進していく。

ウ 新市場開拓用米

主食用米の需要減少が見込まれる中、国内外の新市場の開拓を図るため、実需者ニーズに対応した低コスト生産等の技術導入の取組みを支援する。

エ WCS 用稲

主食用米の需要減少が見込まれる中、水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）を活用した取組の推進を図る。WCS 用稲の生産に必要な専用の収穫機やラッピングマシン等の作業機械導入には、飼料生産組織強化対策等の支援事業に関する情報提供を行うなどし、取組みを後押しする。

また、耕畜連携による市県内畜産農家への安定的な需給体制の構築を図る。

オ 加工用米

主食用米の需要減少が見込まれる中、畑作物や高収益作物の導入が困難な排水

不良田を中心に作付を推進するとともに、農協など集荷業者と連携を強化し推進を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

現在穀物の需要が高まっており、麦・大豆の生産推進は非常に重要になっているため、農業改良普及センターの指導の下、生産者に対して栽培技術や排水対策等のアドバイスを行い、実需者に求められる品質の確保を図る。また、多収品種の導入や農地集積を推進し、作付面積拡大及び生産性向上を図る。

飼料作物についても、輸入飼料の高騰により、輸入依存から転換する動きが出ている。イタリアンライグラスを筆頭に農地集積を推進し、さらなる面積の拡大を図る。

稲わらについては、現在でも約 20 万トンを入力に頼っているが、その一方で水稻収穫後の稲わらの多くは、有効活用されずにすき込みや焼却等されている。牛を肥育している農家からは、国産の飼料用稲わらを求める声が多いが、市内でも稲わらの収集を行う農業者は少ない。そのため各種補助事業を活用し、稲わら収集に必要な機械や設備の導入を進め、新規取り組み者の確保を図る。また引き続き稲わらの利用拡大を推進し、持続可能な畜産物生産の確立を図る。

市内で乳用牛・繁殖牛を飼養する畜産農家が、牧場に隣接する耕作放棄地だった水田を活用して、水田放牧を行っている。水田を 4 牧区に分け、そこで繁殖用牛を放牧している。放牧により牛が運動することで足腰が強くなるなど健康な状態を保ちやすくなり、分娩事故が少なくなるといったメリットがあるほか、家畜の管理労力と経費削減にも効果がある。また耕作放棄地の解消にもつながるため、更なる面積拡大を図る。

二毛作の普通作については、麦＋そば・麦＋大豆、飼料作物については、イタリアンライグラス＋青刈トウモロコシ・イタリアンライグラスの連作が主流である。収益向上にもつながるため、今後も引き続き単作で休耕することなく、継続的に水田をフル活用して作付拡大を図る。

(5) そば、なたね

そばは過去にブロックローテーションによる作付拡大を推進した経緯から転作作物として定着している。湿害を受けやすいことから、排水条件の良い水田が条件となるので適地栽培のための圃場選定や農地集積による作付拡大を推進する。

また県西地域における「常陸秋そば」の代表産地として販売先拡大、需要拡大を推進するとともに、定期的な種子更新による収量・品質の安定化を図り、知名度向上を目指す。

二毛作についても、夏そば＋秋そば・麦＋秋そばが主流であり、今後も引き続き水田のフル活用による作付拡大を図る。

(6) 地力増進作物

農業生産の維持向上において、「土づくり」に取り組むことが必要であり、そのために緑肥を活用する農業者は少なくない。緑肥には土壌中に窒素やカリウムをはじめとする栄養分を放出する働きがあり、雑草や害虫発生抑制、水はけや保水力の向上にも効果がある。次期作の収量向上や品質の改善につながるため、取り組みを引き続き推進していく。

推奨する具体的作物 ソルガム、セสบニア、ヘアリーベッチ、クロタラリア、エンバク、クローバー、レンゲ、マリーゴールド、イタリアンライグラス、すきこみ麦

(7) 高収益作物

主食用米の需要減少が見込まれる中、稲作から高収益作物への転換を推進するため、地域特認作物である、なす・未成熟とうもろこしをはじめとした園芸作物の生産好条件や産地交付金を活用し、農業者所得向上のための生産拡大と定着を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1382.6		1337.1		1337.1	
備蓄米	0		0		0	
飼料用米	192.1		184.8		184.8	
米粉用米	0		0		0	
新市場開拓用米	0		0		0	
WCS用稲	0		0		0	
加工用米	0		0		0	
麦	98.1	3.1	120.2	3.9	120.2	3.9
大豆	7.7	7.7	12	12	12	12
飼料作物	19	6.7	19.2	6.8	19.2	6.8
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	107.8	84.9	135.1	112.5	135.1	112.5
なたね	0		0		0	
地力増進作物	0		7.2		7.2	
高収益作物	143.4		138.6		138.6	
・野菜	135.1		130		130	
・花き・花木	6.9		7.2		7.2	
・果樹	0.9		0.9		0.9	
・その他の高収益作物	0.5		0.5		0.5	
その他	0		0		0	
畑地化	0		0		0	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	飼料用米（基幹作のみ）	土地利用集積助成	取組面積	（R4年度）192ha	（R5年度）195ha
2	麦（基幹作のみ）	土地利用集積助成	取組面積	（R4年度）95ha	（R5年度）95ha
3～6	戦略作物（麦・大豆・飼料作物・そば）	二毛作助成	取組面積	（R4年度）102.4ha	（R5年度）110ha
7・8	飼料用米の稲わら・わら専用稲・飼料作物 （基幹作）（別表１・２のとおり）	耕畜連携	取組面積	（R4年度）36.5ha	（R5年度）37.7ha
9	飼料作物（基幹作のみ）	土地利用集積助成	取組面積	（R4年度）12.3ha	（R5年度）13ha
10	そば（基幹作のみ）	土地利用集積助成	取組面積	（R4年度）22.9ha	（R5年度）25ha
11	地域振興作物（基幹作のみ）（別 紙２の通り）	高収益作物助成	取組面積	（R4年度）143.4ha	（R5年度）150ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は３年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:古河市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	土地利用集積助成(飼料用米)	1	6,000	飼料用米	1ha以上集積作付し、収穫・出荷すること
2	土地利用集積助成(麦)	1	6,000	麦	1ha以上集積作付し、収穫・出荷すること
3	二毛作助成(麦)	2	4,600	戦略作物(麦)	農協等との出荷契約または実需要者との販売契約を締結していること
4	二毛作助成(大豆)	2	4,600	戦略作物(大豆)	農協等との出荷契約または実需要者との販売契約を締結していること
5	二毛作助成(飼料作物)	2	4,600	戦略作物(飼料作物)	実需要者等との利用供給協定、自家利用計画策定
6	二毛作助成(そば)	2	4,600	戦略作物(そば)	農協等との出荷契約または実需要者との販売契約を締結していること
7	耕畜連携(わら利用)	3	4,000	飼料用米の稲わら・わら専用稲	当年産において、わら専用稲及び飼料用米の作付が行われている水田
8	耕畜連携(水田放牧)	3	4,000	飼料作物	当該年度における放牧の取り組みであること
9	土地利用集積助成(飼料作物)	1	6,000	飼料作物	1ha以上集積作付し、収穫・出荷すること
10	土地利用集積助成(そば)	1	6,000	そば	1ha以上集積作付し、収穫・出荷すること
11	高収益作物助成	1	5,000	地域振興作物(別紙2の通り)	原則として作物を収穫し販売を行うこと

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別表1 利用供給協定に含まれるべき事項	
1	わら利用(わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組) (1)取組の内容 (2)わらを生産する者 (3)わらを収集する者 (4)わらを利用する者 (5)ほ場の場所及び面積 (6)刈取り時期 (7)利用供給協定締結期間 (8)わら「取引の条件」(作業分担及び品代・経費の負担) (9)その他必要な事項
2	水田放牧(水田における牛の放牧の取組) (1)取組の内容 (2)飼料作物を生産する者 (3)牛群を管理する者 (4)ほ場の場所及び面積 (5)牛の入退牧の時期及び放牧頭数 (6)利用供給協定期間 (7)水田放牧の条件(作業分担及び品代・経費の負担) (8)その他必要な事項

別表2 粗飼料作物等の範囲	
青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スミーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、ファズトロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パアグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば ※上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限ります。	

(別紙)

耕畜連携（わら利用、水田放牧） 取組条件の詳細

○取組条件の詳細

- ・次のうちいずれか1つに取り組みれば加算の対象とします。
- ・次の確認書類等により交付申請者の取組を確認するほか、必要に応じて適宜、各地域農業再生協議会において、客観的な説明を求めて確認します。

取組条件		具体的内容	確認書類等
コスト低減の取組	温湯種子消毒	・ 水稻種子の温湯種子消毒（60 度・10 分等）を行う。 ・ 温湯種子消毒した種子又は温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・ 作業日誌 ・ 温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	高密度播種育苗	1 箱当たりの播種量を増やし（250 g ～300 g 程度）移植時の使用箱数を減らす。	・ 作業日誌 ・ 育苗時写真
	プール育苗	簡易水槽により常に水が張っている状態で苗を育てる。	・ 作業日誌 ・ 育苗時写真
	堆肥施用	堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 堆肥：排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。地力増進法において土壤改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	・ 作業日誌 ・ 購入伝票
	側条施肥	田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する。	・ 作業日誌 ・ 作業写真
	低成分肥料（単肥配合を含む。）施肥	土壌診断に基づく低成分肥料（窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料）を利用する。この肥料には、農業者等が自ら単肥を配合したものも含む。	・ 作業日誌 ・ 診断結果 ・ 購入伝票
	流し込み施肥	追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む。	・ 作業日誌 ・ 購入伝票
	疎植栽培	50 株/坪 以下(株間 22 cm以上)で田植える。	・ 作業日誌 ・ 栽培写真

	立毛乾燥	通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる。乾燥期間の目安は、成熟期から 1 週間以上。 成熟期の目安 あきたこまち：出穂後 30～35 日 コシヒカリ：出穂後 35～40 日	・作業日誌
	不耕起田植技術	耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真
	可変施肥期の利用	収量の安定を図るため、生育ムラをなくすよう施肥量の増減を行う。	・作業日誌 ・作業写真
	ドローン等の活用による施肥・農薬散布	農業者自らがラジコンヘリやドローンの活用によって空中散布を行う。	・作業日誌 ・作業写真
	フレコン出荷 (自家利用でのフレコン管理含む。)	・計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行う。 ・自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行う。	・作業日誌 ・出荷伝票
作業の効率化	連坦化	概ね 2ha 以上の連坦団地で対象作物の作付けを行う。	・作業日誌 ・圃場位置図
	共同乾燥調製施設 (CE・RC) の活用	品質の均一性及び作業の効率化を図るため、共同乾燥調製施設を活用する。	・使用料の明細
	人・農地プランに掲げられた担い手 (農地の集積)	各地域における農業の担い手であり、かつ、農地を集積している。	・人・農地プラン ・営農計画書
組織的な取組	集落営農	代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行う。	・規約 (写) ・通帳 (写)
	生産組合	農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員であること。	・規約 (写) ・組合員名簿
	共同計算の取組	代理受領するための共同計算を行う地域の取組主体 (生産者団体・集出荷団体等) の組合員であること。	・規約 (写) ・組合員名簿

飼料用米専用品種の導入	(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(令和4年4月1日付け3農産第3725号)別紙1別表品種) いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、笑みたわわ、亜細亜のかおり、知事特認品種(月の光)【全22品種】	
-------------	--	--

(別紙2) 高収益作物の交付対象作物及び交付単価

※同一のは場で、同一年度内に複数回栽培した場合は、そのうち1回を本助成の対象にする。二毛作で作付けされたものを除く。

※助成対象となる作物は、令和5年度(2023年4月～2024年3月)産のものとする。

○野菜(5,000円/10a)

山菜類、きのこ類、ハーブ類を含む野菜全般

○果樹(5,000円/10a)

果樹全般

※令和元年度から当該年度に新植、改植、品種の一挙更新を目的とした接ぎ木をした水田とする。

○花き・花木(5,000円/10a)

種苗類を含む花き・花木全般

※令和5年度が生育期間に当たる場合は、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件に助成対象とする。

○その他(5,000円/10a)

落花生、芝、茶、たばこ、その他豆類(大豆を除く)、ごま